

平成31年度

グローバル人材支援事業運営業務委託

企画提案募集案内

質問票受付期間	平成31年2月12日（火）～2月15日（金）
※質問票への回答日	平成31年2月20日（水）
企画提案書提出期間	平成31年2月12日（火）～2月25日（月）

神奈川県国際文化観光局国際課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
TEL 045-210-3755（直通）
（国際交流・協力グループ）
FAX 045-212-2753

1 委託業務の名称

平成31年度グローバル人材支援事業運営業務委託

2 募集の趣旨

「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」、フェイスブック「かながわ国際ファンクラブ」の運営、外国人留学生の受入拡大及び就職に関する各種支援事業の運営団体を公募します。

《参考URL》

ホームページ 「かながわ国際ファンクラブ」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/kanafan/index.html>

フェイスブック 「かながわ国際ファンクラブ」

<http://www.facebook.com/station.kanafan>

3 事業の目的

外国人留学生や外国人留学生の受入拡大を希望する大学、外国人留学生の採用を検討する神奈川県内(以下「県内」という。)の企業等への支援事業等を通じ、グローバル人材の育成を図ることで、留学生の県内定着、県内企業の活性化、多文化共生の地域社会づくりを目指します。

4 契約期間

平成31年4月1日(月)から平成32年3月31日(火)まで

5 委託業務の内容

別添1「平成31年度グローバル人材支援事業運営業務委託仕様書」のとおり

6 委託料

(1) 上限額

31,983千円(消費税及び地方消費税額相当分を含む。)

金額は消費税10%で積算し、設定しています。

(2) 対象となる経費

委託料の対象となる経費は、この事業に直接必要となる経費であり、主に次のとおりです。

ア 人件費

本業務に従事する職員の給与、手当及び保険料

イ 留学生支援拠点「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」管理運営費

通信運搬費、賃借料、消耗品費

※ 施設管理にかかる光熱水費、清掃料については、神奈川県(以下「県」という。)の負担とします。

ウ 事業運営費

報償費(各種謝金等)、旅費、会場費、広報経費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、保険料、複写代等

エ 委託料(業務の一部を再委託する場合の委託料)

オ 一般管理費

カ 消費税、地方消費税

※ 法人の維持・運営に要する経費(事務所の賃借料、光熱費等の管理費)等、この事業と直接関わりのない経費は対象外です。

(3) 支払い方法

概算払い（委託契約時に提出された事業計画及び支出計画に基づき、原則として平成31年5月から平成32年3月まで毎月支払を行い、事業終了後、精算します。）

7 参加資格

本企画提案の参加資格等は次のとおりです。

(1) 資格要件

参加する団体等は、次の条件を満たしている必要があります。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)に該当しない者であること。
- イ 県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 募集案内に示す業務を履行する能力を有すること。
- エ 国際交流・協力の活動及び就職支援を含む外国人留学生への支援の実績を有すること。
- オ 留学生支援に関し知識・経験を有する職員を配置することができ、本事業の趣旨に沿った事業の実施が可能であること。
- カ 労働者派遣事業について、厚生労働大臣の許可証を有していること。
- キ 法人又は法人を含むグループであること。
- ク 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続をしていないこと。
- ケ 最近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- コ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- サ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- シ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものを役員に含まないこと。
- ス 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、県が代表者及び役員の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会を行うことについて同意できること。

(2) その他

- ・ 複数の法人によるグループで応募する場合は代表する法人を定めてください。
- ・ 単独で応募した法人は、グループ応募の構成員になることはできません。
- ・ 複数のグループにおいて、同時に構成員となることはできません。

8 参加手続

(1) 企画提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0215/>) 又はかながわ電子入札共同システムからダウンロードするか、神奈川県国際文化観光局国際課（以下「国際課」という。）で受け取ってください。

(2) 質問受付及び回答

当該事業について質問がある場合は、質問票を提出してください。質問に対する回答は、ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0215/>) 上に公開します。

ア 提出書類

質問票（第2号様式）

イ 受付期間

平成31年2月12日（火）から2月15日（金）まで

ウ 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

エ 受付方法

(ア) 持参する場合の受付窓口

神奈川県庁第二分庁舎4階 国際課で受け付けます。

（受付時間は、8時30分から17時15分まで ※12時から13時の間及び土日を除く）

(イ) 郵送する場合の送付先（受付期間内に必着のこと）

〒231-8588（所在地記載不要）

神奈川県国際文化観光局国際課 国際交流・協力グループ 宛

(ロ) ファクシミリの場合の送信先（受付期間内に必着のこと）

045-212-2753

(ハ) 電子メールの場合の送信先（受付期間内に必着のこと）

神奈川県ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0215/>) にある「国際課への問合せフォーム」をご利用ください。

(ニ) 回答日

平成31年2月20日（水）

※ 上記以外の方法による質問は受け付けませんので、ご注意願います。

※ 通信機器の障害による未着を防止するため送付した際には、国際課国際交流・協力グループまで電話にてその旨御連絡願います（電話番号045-210-3755）。

(3) 企画提案書の提出

企画提案書の提出者は、「平成31年度グローバル人材支援事業運営業務企画提案書」を提出してください。

ア 提出書類

「平成31年度グローバル人材支援事業運営業務企画提案書」（第1号様式）

イ 提出部数

9部

ウ 提出期間

平成31年2月12日（火）から2月25日（月）まで

エ 提出方法

持参又は郵送

オ 提出先

(ア) 持参する場合の受付窓口

神奈川県庁第二分庁舎4階 国際課で受け付けます。

（受付時間は、8時30分から17時15分まで ※12時から13時までの間及び土日を除く）

(イ) 郵送する場合の送付先（受付期間内に必着のこと）

〒231-8588（所在地不要）

神奈川県国際文化観光局国際課 国際交流・協力グループ 宛

※ 郵送の場合、封書の表に赤字で「グローバル人材支援事業 企画提案関係書類」、裏に団体等の住所、名称を必ず書いてください。

※ 書留、特定記録によらない郵便の事故等については、一切考慮しません。

9 選定方法

(1) 選定方法

選定は、「事業への理解、事業提案の内容」、「業務遂行能力、履行の確実性」及び「法人の基礎的な資質」の3つの観点をもとに、総合的に判断します。(詳細は、「平成31年度グローバル人材支援事業運営業務の選定基準及び配点」(別添2)を参照してください。)

(2) 審査会

選定のため、神奈川県庁等で次のとおり審査会を開催します。審査会では、提案者が出席のうえ、委員に対して提案内容の説明をしていただきます。詳しい開催概要等については、別途お知らせします。

ア 審査会開催日

平成31年3月4日(月)から平成31年3月6日(水)までの間で開催予定

イ 提案内容の説明時間等

提案内容の説明20分以内(予定)、質疑応答10分以内(予定)

ウ 提案内容の説明

説明方法については特に定めはありませんが、提案書の内容に沿って説明してください。

なお、会場にパソコン、スクリーン、プロジェクター等の用意はありません。

(3) 参加が無効となる場合

企画提案書が以下の項目に該当する場合は、参加無効とする場合があります。

ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。

イ 記載すべき事項の全部又は一部の記載がされていないもの。

ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

エ 見積額が6(1)に記載の上限額を超えるもの。

(4) 選定結果の通知

ア 選定結果については、平成31年3月下旬(予定)までに郵送にてお知らせします。

イ 選定された提案者は、県と事業内容・スケジュール・収支予算・支出計画等について協議を行い、協議が整った後、委託業務の契約締結となります。

10 留意事項

(1) 本企画提案参加にかかる経費は参加者の負担とします。

(2) 提出された書類は、原則として返却しないものとします。

(3) 提案書類提出後の企画内容の変更は、特別の事情がない限り認めません。

(4) 提出された書類は、選考以外の目的には、無断で使用しないこととします。

(5) 選定後、参加者名及び決定事業者名を県のホームページで公表します。

(6) 受託者は、県と連携してグローバル人材支援事業運営業務を実施するとともに、事業実施状況の報告、情報交換、報告書のとりまとめを行っていただきます。

(7) 受託者は、受託事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保存(6年間)してください。

(8) 受託者は、業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため仕様書資料4「個人情報の保護に関する特記事項」に掲げる事項を遵守しなければなりません。

(9) 平成31年度グローバル人材支援事業運営業務委託に係る予算案は、神奈川県議会平成31年第1回定例会の審議を経て決定されますので、当該契約の締結は、平成31年度当初予算発効時以降に行います。県では、契約に係る県の予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うこととしています。また、契約期間の開始日に契約書を取り交

わすことができなかつた場合は、実際に記名押印を完了した日をもって契約締結日とします。

このため、委託先として決定され契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第〇条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者（委託先として決定された者）に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があつた場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(契約の効力の遡及)

第〇条 この契約書への委託者と受託者の記名押印日が契約書第〇条に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあつても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

(10) 委託契約後、発注者との調整のなかで事業内容等を変更することがあり得ます。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等については、必要に応じ発注者と協議の上、対応することとします。

《添付資料》

- ・ 別添1 平成31年度グローバル人材支援事業運営業務委託仕様書
- ・ 別添2 平成31年度グローバル人材支援事業運営業務の選定基準及び配点
- ・ (第1号様式) 平成31年度グローバル人材支援事業運営業務企画提案書
- ・ (第2号様式) 質問票